

平成26年第8回教育委員会定例会
(8月19日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成26年8月19日(火)午後2時00分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

委 員 長	樋 口 清 秀
委員長職務代理者	高 森 大 乗
委 員	末 廣 照 純
委 員	垣 内 恵美子
教 育 長	和 田 人 志

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	神 部 忠 夫
生涯学習推進担当部長	上 野 俊 一
庶 務 課 長	柴 崎 次 郎
学 務 課 長	田 中 充
児 童 保 育 課 長	前 田 幹 生
指 導 課 長	藤 森 克 彦
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	江 田 真 朗
生 涯 学 習 課 長	飯 塚 さち子
青少年・スポーツ課長	山 本 光 洋
中央図書館長	川 島 俊 二
事 務 局 副 参 事	上 野 守 代

○日 程

日程第1 議案審議

第20号議案 東京都台東区立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第21号議案 東京都台東区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

第22号議案 東京都台東区立社会教育センター及び社会教育館条例施行規則の一部を改正する規則

第23号議案 平成27～30年度使用台東区立小学校教科用図書採択について

第24号議案 平成27年度使用台東区立学校特別支援学級教科用図書採択について

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 青少年・スポーツ課

ア 体育施設の事前使用承認について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 区民文教委員会における審議事項及び報告事項について

イ 後援名義の使用について

(2) 庶務課（事務局副参事）

ウ 子ども・子育て支援新制度に向けた基準の策定について

エ 子ども・子育て支援新制度における保育料について

(3) 児童保育課

オ 子育て支援特別委員会における報告事項等について

カ こどもクラブの対象児童の拡大及び（仮称）谷中児童館開設について

(4) 指導課

キ 台東区立中学校外部指導員の体罰事故に対する管理職への措置について

(5) 中央図書館

ク 中央図書館谷中分室の開設について

3 9月の行事予定について

4 その他

午後2時00分 開会

○樋口委員長 ただいまから、平成26年第8回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、垣内委員にお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

それでは、ここで傍聴についてお諮りいたします。本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これより許可いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○樋口委員長 ご異議ございませんので、傍聴については許可いたします。

〈日程第1 議案審議〉

第20号議案

○樋口委員長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由及び内容について説明をお願いいたします。

まず、第20号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、第20号議案、東京都台東区立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

本条例施行規則は、公務災害補償の実施に関し必要な事項を定めること等の目的で条例施行規則を制定したものでございます。

台東区の条例及び条例施行規則は、制定に当たり東京都の条例、条例施行規則、告示を引用して規定しているところでございます。この度、平成26年5月30日付、東京都教育委員会告示によりまして、東京都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額並びに遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金または遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率について、一部改正がございましたので、区の条例施行規則につきまして規定の整備を図るものでございます。

それでは新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

改正内容は2点でございます。1点目は、別表第1の改定でございまして、別表第1は2ページをご覧いただきたいと存じます。長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の年齢階層ごとの最低及び最高限度額をこの表のとおり改定するものでございます。

2点目は、別表第5を改定するものでございまして、3ページをご覧いただきたいと存じます。遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金または遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率について、ご覧の表のとおり改定するものでございます。

なお、本区においてこの補償を受けられた例はまだございません。

ご説明は以上です。本案につきましてご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○樋口委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

(なし)

○樋口委員長 ご意見ございませんので、これより採決いたします。本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○樋口委員長 ご異議ございませんので、第20号議案については原案どおり決定いたしました。

第21号議案

第22号議案

○樋口委員長 次に、第21号議案及び第22号議案を一括して議題といたします。生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、第21号議案、東京都台東区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

本案は本年7月開催の本委員会でご協議いただきました会議室等における予約開始時期の変更と使用料の全額還付の導入のため、関係する本規則の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

生涯学習センターでは、これまでも予約開始時期は3カ月前の1日であったところから、開始時期に関する条文の改正はございません。

本規則中使用料の還付に関して規定します第10条につきまして、第1項第7号を第8号とし、第6号中「第7号」を「次号」に改め、同号を第7号といたします。第5号中「第7号」を「第8号」に改め、同号を第6号し、第4号の次に全額還付の規定として、「(5) ミレニアムホール、創造の部屋及び探求の部屋以外の施設で、使用日の2月前までに使用の承認の取消を申し出て、委員会が相当の理由があると認めたとき（第8号の規定に該当するものを除く。）。納入した額の全額」という条文を加えるものでございます。

なお、本規則は、平成26年11月1日からの施行とし、経過措置として、施行日以前に使用承認を受けた者にも適用し、施行日以降の還付の申し出にこの度の規定を適用してまいります。

本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第22号議案、東京都台東区立社会教育センター及び社会教育館条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

本案も第21号議案同様の理由により関係する本規則の一部改正を行うものでございます。それでは、新旧対照表をご覧ください。

まず、予約開始時期の統一のため、第5条第1項第1号中「2月前」を「3月前」に改め、同項第2号中「1月前の1日」を「3月前の20日」に改めます。

また、利用料金の還付について規定します第1条第1項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に第3号として、表記のとおり全額還付の条文を加えるものでございます。

なお、本規則は平成26年11月1日から施行するものでございます。

ご説明は以上でございます。本案につきましてよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○樋口委員長 ただいまの説明につきまして、まず第21号議案について、何かご質問はございませんでしょうか。

(なし)

○樋口委員長 次に、第22号議案について何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

○垣内委員 先ほどのミレニアムホールとの関係もありますが、ミレニアムホールは2カ月前ですね。利用日2カ月前までに使用承認の取消を申し出た場合となっておりますけれども、こちらの社会教育センターのほうは、利用者が、8条の(3)がありますけれども、5条のほうは3カ月になっていますが、ここはどういう理由で違っているのかということと、それから、ミレニアムホールのことですが、相当の理由というのは、例えばどのような理由を想定されているのか、この2点をお聞きしたいと思います。

○生涯学習課長 まず、社会教育センターのホールにつきましては、規模も小規模でございますので、3カ月前の1日から利用開始をする。これまで2カ月前のものを全区的に統一をするということで、2カ月前からのご利用を全部の会議室、また区民館、社会教育館に限定されます小規模のホールにつきましては3カ月前の1日からお申込みができるというようにいたしました。

そして、利用日の2カ月前までのご利用につきましては、取消のお申込みがあった場合には全額を還付するというように全庁的に統一されたものでございます。

それから、二つ目のミレニアムホールの相当の理由というところでございますが、基本的には、納入していただいたお金は全額還付をしないというところでございますが、ご利用時までには余裕があって、次の方のご利用にも支障がないというようなところも含めまして、2カ月前の取消には全額還付をするというところでございます。

ただ、申込みした方を信頼しないわけではありませんが、不要に幾つもお申し込みをされるようなことも想定されますので、相当な理由がない限りは全額は返さないという原則を規則に定めさせていただいたところでございます。

○樋口委員長 ほかによろしいですか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、ご異議ございませんので、第21号議案及び第22号議案については、原案どおり決定をいたします。

第23号議案

第24号議案

○樋口委員長 第23号議案、平成27～30年度使用台東区立小学校教科用図書採択について及び第24号議案、平成27年度使用台東区立学校特別支援学級教科用図書採択についてを一括して議題といたします。

小学校教科用図書採択について指導課長より説明をお願いします。

○指導課長 それでは、第23号議案及び第24号議案につきましてご説明をさせていただきます。

まず、平成27～30年度使用小学校教科用図書の採択に関しまして、改めてこれまでの経緯をご説明させていただきます。

4月11日付、文部科学省からの平成27年度使用教科書の採択についての通知を受け、資料作成委員会及び調査研究委員会を設置して、教科書採択に関する調査等の事務を行ってまいりました。

5月13日に第1回調査研究委員会を開催し、調査研究委員会より資料作成委員会委員長に教科用図書の調査を依頼いたしました。

そして6月23日の第2回調査研究委員会では、資料作成委員会の各教科部長から直接、調査結果の報告を受け、その内容を同6月23日及び7月4日の第2回及び第3回の調査研究委員会において検討をいたしました。

最終的に調査研究資料としてまとめたものを7月11日の定例教育委員会において各委員の皆様方に提出させていただいたところでございます。

平成27年度使用台東区立特別支援学級教科用図書の採択に関わる調査研究につきましても、同様に進めてまいりました。

既に各委員の皆様方には、調査研究に関する資料に基づいてご検討をいただいていると存じますが、教科書採択に当たってのご審議等をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○樋口委員長 ただいまの説明につきまして何かご質問ございませんでしょうか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、ただいまの説明につきましてはご了承ください。

続きまして、小学校教科用図書採択の審議方法について私から申し上げます。

小学校教科用図書採択については、本日と22日の臨時会の2日間にわたって審議したいと思います。本日は小学校教科用図書採択にあたっての審議の進め方について協議することとし、教科ごとに、どの発行者のどの教科用図書を採択するか具体的な審議につきましては、22日に開催する臨時会で行うこととさせていただきたいと考えております。また、台東区立学校特別支援学級教科用図書につきましても、あわせて22日の臨時会で審議させていただきたいと考えております。

まず、この審議方法でご了承いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○樋口委員長 ご異議ございませんので、教科用図書採択の審議は、そのように進めさせていただきます。

次に22日の臨時会の進め方について申し上げます。初めに小学校教科用図書について審議し、次に特別支援学級教科用図書を審議いたします。

まず、小学校教科用図書についての審議ですが、審議する教科の順番は、学習指導要領の教科の順で、1教科ごとに審議、仮決定させていただきたいと考えております。その際、私たちはこれまで全ての教科用図書の発行者名をあえて伏し、アルファベットに置きかえた状態で、各教科用図書の内容を確認し、検討してまいりましたので、審議の際も発行者名については、A者、B者というようにアルファベットでご発言くださいますようお願いいたします。この進め方でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○樋口委員長 異議ありませんので、そのように進めさせていただきたいと思います。

小学校教科用図書の教科ごとの審議が終了し、使用する小学校教科用図書を全て仮決定した後に特別支援学級教科用図書の審議を行います。特別支援学級教科用図書についても審議の上、仮決定させていただきたいと思います。

その後、委員会を休憩とし、休憩中に事務局には仮決定した内容をもとに議案を用意していただきます。準備ができ次第、委員会を再開し、作成した議案により採択の議決を行いたいと考えます。

なお、その時まで各教科用図書の発行者名については、アルファベット表記のままとなりますので、再開後に議案となった段階で初めて仮決定した教科用図書の発行者名が判明することとなります。臨時会の審議方法については、以上のように進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○樋口委員長 それでは、臨時会の審議方法については、そのように進めさせていただきます。

以上で第23号議案、平成27～30年度使用台東区立小学校教科用図書採択について及び第24号議案、平成27年度使用台東区立学校特別支援学級教科用図書採択についての本日の審議は終了いたします。

なお、両議案については継続審議とし、22日開催の臨時会において引き続き審議いたします。ご承のほど、よろしく願いいたします。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 青少年・スポーツ課 ア

○樋口委員長 次に、日程第2、教育長報告に移ります。まず、協議事項を議題といたします。

青少年・スポーツ課のアについて、青少年・スポーツ課長、説明をお願いします。

○青少年・スポーツ課長 それでは、体育施設の事前使用承認につきましてご説明申し上げます。お手元の資料1をご覧ください。

柳北スポーツプラザにつきましては、保健サービス課より地域の中高年の方々に体操による体力づくりの促進のための若返り体操広場の会場として、アリーナの事前使用承認申請がございます。

また、児童保育課より浅草橋・金竜・千束小こどもクラブの交流合同イベント活動の会場といたしまして、アリーナの事前使用承認申請がございます。

台東リバーサイドスポーツセンターにつきましては、学務課より中学生東京駅伝大会合同練習の会場といたしまして陸上競技場の事前使用承認申請がございます。

以上の承認申請につきまして、台東区体育施設条例施行規則第5条第3項に基づき教育委員会の協議をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○樋口委員長 ただいまの説明につきまして何かご質問ございませんか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、青少年・スポーツ課のアについては、協議どおり決定いたしましたと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○樋口委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 アイ

○樋口委員長 次に、報告事項を議題といたします。事務局、各課ごとに報告をお願いします。

はじめに庶務課のア及びイについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、まず、アの区民文教委員会における審議事項及び報告事項についてご説明をさせていただきます。資料は2をご覧ください。

7月25日に例月の区民文教委員会が開催されました。教育委員会からは3件の報告事項を上げてございます。

1点目が区立幼稚園及び認定こども園、短時間保育の部分でございしますが、これに関する補欠登録についてということで、学務課長から報告をいたしました。補欠登録について、より公平性を高めるような改善をこの年度内に図るということでご了承をいただいたところでございます。

2点目が台東区学校教育ビジョンの推進について、教育改革担当課長からご報告をいたしました。学校教育ビジョンの推進について、スーパーティーチャーと、それから学びの

キャンパスプランニングの二つの事業を例にとりまして、学校教育ビジョンの進捗状況について報告をしたものでございます。

スーパーティーチャーにつきましては、より多くの参加が可能となるような条件整備をしてほしいというご意見がございました。それから、学びのキャンパスプランニングにつきましては、区内のさまざまな団体に協力を得て、幅広い取り組みをしているのは大変有意義であるという、そのようなご意見をいただいたところでございます。

資料の4ページになりますけれども、その他のところで、指導課長から中学校の非常勤講師の服務に関する件についてご報告をいたしました。

それから、その他の項番2になりますけれども、河野委員から児童・生徒の所在不明の報道がございましたので、それについての教育委員会としての状況把握、今後の対応についてご質問がございました。

教育委員会といたしましては、庁内の関係部署と協力・連携をとって、教育委員会として遺漏がないような対応を今後もしていくということでお答えをしているところでございます。

次に、イの後援名義の使用について報告をさせていただきます。資料は3でございます。

後援名義使用につきまして、いずれも継続分でございます。庶務課の取扱分といたしまして5件、裏面になりますけれども、生涯学習課の取扱分で3件、青少年・スポーツ課の取扱分で1件、計9件の後援名義使用の継続の申請が出てございます。いずれも適正な申請であると思慮いたしますので、後援名義使用について可とするところでございます。

庶務課のアとイの報告につきましては、以上でございます。

○樋口委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問、ご意見ございませんか。

○教育長 区民文教委員会で、河野委員から所在不明報道についての質問がありましたが、このことについては、時期的に教育委員会で十分な議論ができなかったという部分がありますけれども、補足があればお願いしたいと思います。

○学務課長 例年、5月1日現在の数字で、就学ができていない子どもの統計をとっておりますが、昨今の所在の確認ができない子どもへの事件等がございまして、0歳から児童全体を対象に把握をしようと、今、庁内で動いているところでございます。先日も子育て支援課、戸籍住民サービス課等、関係部署が集まって、今後の情報共有の仕方や改善点などについて打ち合わせを行ったところでございます。このことについては、まとまった段階で、改めて状況の報告をさせていただきたいと考えてございます。

○高森委員 毎年、年度始めに把握をされているとおっしゃいましたが、傾向としては増えているのでしょうか。

○学務課長 例年10名前後で横ばいです。教育委員会としては、子どもの所在をつかみたいということではなく、就学をさせたいということですので、どこかにいるかどうかというよりも就学をしていただくことが目的ですので、微妙に目的が違いますが、最近はニュースで取り上げられる機会が増えてきておりますので、もう少し連携を深めて、所在不明

で事件になるような子どもをなくせるような取り組みを強めてまいります。

○樋口委員長 仮に就学をしていない場合は、親の就学義務違反ということになりますよね。法律違反については、教育委員会が告発するという事は可能ですよね。

○学務課長 こういったケースの多くは、外国人であることが大半でございます。外国人の方が、出国をしてしまって、現地で就学をされている場合が多いと聞いております。委員長のご指摘のとおり、就学義務を果たしているかどうかは、しっかりと見極めてまいります。多くはそのようなケースでございます。

○樋口委員長 学校で一定の教育を受けてもらうということについては、積極的に動いたほうがよろしいかと思っておりますので、ぜひともゼロに持っていくように努力をお願いしたいと思います。

もう一つ、スーパーティーチャーのことでありますが、数の変動幅が広過ぎると思っております。特に理科のスーパーティーチャーは15人いたのが8人に減っているのですが、このあたりについて教育現場としての戦略というのは、どうなっていますか。

○教育改革担当課長 本区における子どもたちの理数教育については、基礎を含めて課題になっておりますので、ぜひ、先生方にも理科教育を推進してほしいという思いで、校長会等にも働きかけているところでございます。

本区の実態をきちんとアナウンスさせていただきながら、理数教育に堪能な教師の育成に来年度以降も努めてまいりたいと考えております。

○樋口委員長 他によろしいですか。

(なし)

○樋口委員長 次に、報告事項の庶務課のイについて何かご質問ございますか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、庶務課のア及びイについては報告どおり了承を願います。

(2) 庶務課(事務局副参事) ウエ

○樋口委員長 次に、庶務課(事務局副参事)のウ及びエについて事務局副参事、報告をお願いします。

○事務局副参事 では、報告案件ウの子ども・子育て支援新制度に向けた基準の策定についてをご報告いたします。

前回7月17日にご報告した基準案につきまして、次世代育成支援地域協議会への意見聴取とパブリックコメントが終了いたしました。寄せられたご意見のうち、基準に関する主なものをご報告いたします。お手元の資料4をご覧ください。また、委員にはパブリックコメントで使用いたしました冊子をご用意いたしましたので、ご参考としてあわせてご覧ください。

項番1でございます。意見聴取等の実施概要につきましては、提出が14名で、ご意見は約50件ほどございました。

次に、項番2、基準に関する主な意見でございます。四つの基準ごとにまとめてございます。

まず、(1)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準についてでございます。この基準は新たに創設される家庭的保育事業等について、区が認可するための最低基準でございます。

主なご意見といたしましては、職員に関するものとして、職員は保育士とすべきであること。研修の回数や内容について充実させ、区が主導して研修体制を構築してほしい。職員配置については、経験年数や年齢のバランスのとれた配置にすることなどのご意見がございました。また、面積につきましては、遊戯室が確保できないことから、保育室を広くしてほしいといったご意見がございました。主なご意見は表中にまとめてございます。

(2)番でございます。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準についてでございます。この基準は、区が新制度における給付による財政支援の対象として、適切であるかを審査し、確認を行うための基準でございます。

ご意見といたしましては、保護者への情報提供の内容として、職員の経験年数や区が事業者を審査した際の内容の公表などがございました。

続いて(3)番でございます。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準でございます。この基準は、放課後児童健全育成事業の質を確保する観点から、その最低基準を定めるものでございます。

ご意見といたしましては、職員の雇用形態や資格について、また、設備については面積や専用スペースについてのご意見が寄せられてございます。

最後に、(4)番、保育の必要性の認定に関する基準でございます。この基準は、ひと月の就労時間について、区がその下限を定めるものでございます。

ご意見としては、現行の52時間ではなく、国基準の最低時間である48時間とする意見がございました。その理由は資料の記載のとおりでございます。

(5)でございますが、基準全般についてのご意見をいただいております。表中におまとめしてあるとおりでございます。

今回お寄せいただきました意見には区の回答を添えて、区ホームページ等で公開をしてまいります。本日、委員会でのご意見、また21日に行われます子育て支援特別委員会での委員からのご意見をいただいた後、22日の教育委員会で条例に定める最終案をご協議いただきたいと思います。と思っております。

続きまして、資料5をご覧ください。子ども・子育て支援新制度における保育料についてご報告をさせていただきます。

現在、事務局では、子ども・子育て支援新制度に基づく教育・保育施設と地域型保育事業に係る保育料について、資料に記載しました内容で検討をいたしております。9月の定例会では、この内容に合わせた新たな料金表をお示しする予定でございます。その前に、こういった種類があるということをご理解いただくための報告になってございます。

まず、項番1、区が定める種類の拡大でございます。新制度において給付を受ける施設と事業の範囲を表でお示ししております。表中の太い枠線の中が新たに区で保育料を設定することになってございます。

次に、項番2、保育必要量に応じた保育料の設定でございます。新制度における保育の利用につきましては、保育時間の長さに応じて2種類の保育料を定めることになってございます。新たに定める保育短時間の保育料につきましては、保育時間が短いことから、保育標準時間の保育料よりも低く設定することを検討いたしております。

次に、項番3、応能負担の導入についてでございます。新制度では保護者の属している世帯の所得状況などを勘案して保育料を定めることとなります。そのため、給付を受ける幼稚園の保育料につきましても、一律負担から応能負担に変更をいたします。また、所得の状況は住民税を基準といたします。このため、現在、所得税を基準としている保育所保育料につきましては階層区分の変更を行います。変更に際しては、階層区分の税額に廃止前の年少扶養控除等の算定を反映させることで、現在実施しております再計算措置は行わないことといたします。

なお、区独自で行っております、みなし寡婦控除の再計算の措置につきましては、引き続き実施をいたしてまいります。

裏面をご覧ください。次に、今後の条例整備に関してでございます。

11月から始まります新年度入園募集に新たな保育料金をお示しするため、現在検討を行っております。しかしながら、項番4にお示ししたような理由により、費用徴収に必要な事項につきまして詳細を定められない状況にございます。つきましては、入園選択に必要な情報である新料金表についてのみ先行してご決定をいただき、保護者にお示しをさせていただきます。条例につきましては、12月以降に整備してまいりたいと考えてございます。

スケジュール案は項番5のとおりでございます。

報告は以上でございます。

○樋口委員長 ただいまの報告につきまして、まず、報告事項ウについてご質問はありますか。

○高森委員 3ページ目の(4)番目の保育の必要性の認定に関する基準について、パブリックコメントでも国が定める下限の48時間を希望する声が多いようですが、前回も議論しましたが、以前の基準を設定した理由と、そしてこの48時間に設定することのメリット、デメリットについて説明をお願いします。

○事務局副参事 まず、理由についてでございます。現在の保育所の入所基準につきましては、1日4時間、週3日以上、月にしまして13日以上という、この三つのポイントをクリアされている方がお申し込みができるものとされております。そこで1日4時間×13日という計算をいたしますと、ひと月52時間ということでお諮りをしてきたものでございます。この度、48時間という設定につきましては、従来どおり台東区のほうで1日4時間、週3日間というもので、ひと月の数え方をひと月4週間と数えさせていただき、4時間×週3日×4

週間ということで48時間という設定にさせていただくことで、広く皆様からのお申し込みがいただける状況に変更していきたいと考えてございます。ですので、大きく今回48時間に引き下げることで、就労の状況は変わらないものと考えてございます。

○高森委員 選択の幅が広がったということもあるので、保護者、利用者も自分の就労時間と調整をしながら選べる範囲が広がったという意味で、48時間を下限に設定したほうがニーズとしては、こちらのほうが良いような気がしますが。

○事務局副参事 今回のパブリックコメントのご意見や、今、高森委員からいただいたご意見も踏まえまして、22日の教育委員会で改めて下限時間について台東区案をお示ししたいと思っております。よろしくお願いたします。

○末廣委員 2ページの(2)番の特定保育所のところですが、「区からの保育の委託を拒むことができる「正当な理由」が拡大しないように」というのは、具体的にはどういうことを指しているのですか。

○事務局副参事 ここでいう「正当な理由」というのは幾つかあろうかと思いますが、例えば、特別な保育を必要とするお子様を受け入れる際に、施設的な設備が整っていない場合、受け入れをできないという理由を申すことができるのではないかと考えております。

ただ、今回ご意見をお寄せいただいた方からは、施設側が預かりにくい方というのでしょうか、そういった方をいろいろな理由をつけて預からないようにしてしまうのではないかとご懸念をいただいているところでございます。

このあたりは、よくご説明をして、入所の利用調整をしているところでございますので、大きく現行が変更するとは考えてございません。

○樋口委員長 よろしいですか。

(なし)

○樋口委員長 次に、報告事項の庶務課（事務局副参事）のエについて、ご質問ございませんか。

○高森委員 非常にタイトなスケジュールの中で、11月から早速入園の申し込みが始まるということですが、混乱が起きないように、具体的にはどのような周知をしているのでしょうか。

○事務局副参事 現在、ホームページ上に利用料金の変更について検討していることをQ&A方式でお示しをしているところでございます。また、利用料金が設定された後は、10月下旬に区民説明会を実施する予定で、現在、会場を押さえて準備に入っております。ここでは区民だけではなく、従事者の方にもおいでいただくような形で、平日の夜間帯を設定しております。

○高森委員 それは、各地でやるのですか。それとも1カ所に集めてやるのですか。

○事務局副参事 現在のところは、生涯学習センター1カ所を会場として押さえてございます。

○高森委員 説明会に来ることができない方への個別な対応については、窓口でしていた

だくことになるのでしょうか。

○事務局副参事 11月から新たに保育所の申し込みが始まります。こちらは全て面接で受付を行うことになってございますので、相談係の職員から、ご案内を1件1件させていただく予定で準備をしております。

○高森委員 わかりました。大変なことだと思いますが、よろしく願いいたします。

○樋口委員長 何円から何円までの人は幾らという、この区分けは逆に不平等が起こる可能性があるのですが、この区分けのところをどうするかという話と、二つ目はなぜ所得税から住民税に変えたのかということ、そこを説明してください。

○事務局副参事 まず、1点目の何円から何円までという区分についてでございますが、保育所保育料については、現在も応能負担制度ということで、25区分の階層区分を設けておりますので、これはそのまま横引きをしていくことを現在考えております。

新たに設定いたします幼稚園保育料につきましては、今回、国が一つ基準案をお示ししておりますので、その基準案と、それから保育所保育料との関係も含めて、現在検討をしているところでございます。

また、2点目の住民税についてですが、実は住民税は台東区が保有している税の情報から割り出すことが可能になりますので、改めてお客様から所得税に関係する源泉徴収票の提出や確定申告の写しの提出をする必要がなくなります。この部分において、住民の方の手續が少し簡素化されるということでございます。

また、住民税は、申告内容がそのままほかの保険料ですとか、さまざまなものに利用されております。ここの利用基準を一つにするといったことも住民サービスの一定の水準を保つということにつながりますので、今回は全て住民税のほうに基準を変更したいと考えてございます。

○樋口委員長 そのほかにもございませんか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、庶務課（事務局副参事）のウ及びエについては報告どおり了承を願います。

（3）児童保育課 オ

○樋口委員長 次に、児童保育課のオについて、児童保育課長、報告をお願いします。

○児童保育課長 それでは、資料6をご覧ください。

本年6月11日に開かれました区議会子育て支援特別委員会の報告事項等についてご報告をさせていただきます。

子育て支援特別委員会における教育委員会からの報告につきましては、児童保育課から6件、事務局副参事から1件でございました。

内容につきましては、いずれも5月の本委員会においてご報告したものでございます。

まず、項番1、保育所の入所状況につきましては、保育所入所の基準にお示ししており

まず指数の見直しについてのご意見、ご質問がございました。この点につきましては、新制度を見据えて、担当としても現在検討しているという旨のご答弁を申し上げております。

次に恐れ入りますが、2ページをご覧ください。

項番3、こどもクラブの入会状況の報告では、クラブのニーズが高いことや、今後の展開についてのご意見、ご質問がございました。これらの点につきましては、やはり、新制度の中で検討しておりますので、児童館の活用など、さまざまな手法で子どもたちの居場所を確保したい旨、ご答弁申し上げます。

次に、項番4、学校長期休業期間における児童館の開館時間についての報告でございますが、この施行についての経費負担についてのご質問がございまして、区としては指定管理者である社会福祉事業団と協議の上、事業団の負担で実施するという事で決定をしておりました。しかしながら、外郭団体とはいえ、追加の経費となる場合は区が補正予算を組むなどして適切に負担すべきとのご意見が複数の委員からございました。この点につきましては、区長部局で行っております社会福祉事業団のあり方の検討の中で考えていきたい旨、ご答弁申し上げます。

次のページをご覧ください。項番7、子ども・子育て支援新制度への対応についての報告でございますが、新制度に関する区民への十分な周知についてのご要望、それから新制度に対応するための区の体制についてのご意見がございました。答弁といたしましては、ホームページ等での情報発信を進めること、体制につきましては、現在、システムの構築を行っていることなどを答弁させていただいております。

子育て支援特別委員会における報告事項等については、以上でございます。よろしくお願ひします

○樋口委員長 ただいまの報告事項のオについて、何かご質問はございませんでしょうか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、児童保育課のオについては報告どおりご了承をお願いいたします。

(3) 児童保育課 カ

(5) 中央図書館 ク

○樋口委員長 次に、児童保育課のカについて議題とします。

なお、関連する教育長報告の報告事項、中央図書館のクについても一括して議題といたします。

それでは、児童保育課長、報告をお願いします。

○児童保育課長 それでは、こどもクラブの対象児童の拡大及び（仮称）谷中児童館の開設につきましてご報告申し上げます。資料7でございます。

まず、項番1でございます。こどもクラブの対象児童の拡大についてでございます。

既にご承知おきとは存じますが、こどもクラブにつきましては、児童福祉法に定める

放課後児童健全育成事業として実施しておりますが、今般、同法の改正によりまして対象児童が「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」に拡大されることになっております。

本区のこどもクラブにおきましても、同法改正を踏まえまして、根拠となっております条例を改正いたしまして、資料の表のとおり対象児童の拡大を図るものでございます。

次に、項番2の（仮称）谷中児童館の開設と谷中こどもクラブについてでございます。

現在、谷中コミュニティセンターを改築し、（仮称）谷中防災コミュニティ施設の整備が進められておりますが、同施設内に児童館とこどもクラブを整備することが同施設計画に位置づけられておりますので、その概要についてご報告するものでございます。

まず、(1)谷中児童館の概要でございます。名称は東京都台東区立谷中児童館といたしたいと考えております。開設は来年4月1日を予定しております。休館日、開館時間は資料のとおりでございます。

次に、施設概要につきましては、2枚目にA3の資料をおつけしておりますので、そちらをご覧ください。まず、施設の外観でございます。防災広場初音の森北側に建築中でありまして、地上3階建て、延床面積が約3,300㎡の建物でございます。

恐れ入りますが、裏面をご覧ください。各階の平面図でございます。図の下側が広場になります。施設は区民事務所谷中分室、谷中区民館、児童館、こどもクラブ、図書館の分室の複合施設となっております。このうち、真中の2階平面図をご覧ください。図の右側が児童館、こどもクラブとなっております。詳細につきましては後ほどご覧いただければと存じます。

資料1枚目にお戻りください。概要の⑦運営事業者でございますが、本委員会でもご報告したとおり、社会福祉事業団を指定管理者として選定する予定で、今現在進めているところでございます。

また、児童館の設置条例につきましては、第3回区議会定例会に条例を提案する予定でございます。

資料の1枚目の裏面をご覧ください。(2)谷中こどもクラブの機能拡充についてでございます。

もともと谷中コミュニティセンター内にごさいました谷中こどもクラブにつきましては、現在、防災広場初音の森に仮移転して運営しておりますが、施設改築後は規模を拡大して整備いたします。具体的には定員を70名に拡大し、障害児保育にも対応させていただきます。その他保育時間等は資料のとおりでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○樋口委員長 次に、中央図書館長、報告をお願いいたします。

○中央図書館長 それでは、続きまして中央図書館谷中分室開設についてのご報告をさせていただきます。

今、児童保育課長から報告がありましたとおり、現在、建築中の（仮称）谷中防災コミ

ユニティ施設内の3階に図書館を設置し、谷中地区の図書館サービスの拠点にしていくものでございます。なお、改築前の谷中コミュニティセンターには区民図書館のコミュニティ図書室がございましたので、この改築を機に図書館として整備するものでございます。

それでは資料8に沿ってご説明させていただきます。

項番1、名称でございます。中央図書館谷中分室と考えております。現在、仮称となっておりますが、図書館のほうでも第3回区議会定例会におきまして、設置根拠になります条例の改正をお願いする予定でございますので、現時点では仮称とさせていただきますところでございます。

項番2、開設場所でございます。所在地は谷中5-6-5でございます。

同じような資料でございますけれども、別紙のA3の横長の資料の裏面の3階部分をご覧ください。こちらの3階部分が図書館になります。横長の施設でございますけれども、中央にカウンターを配置しまして、左側に一般書架、右側に児童関係というような配置になっているところでございます。

資料8にお戻りください。面積につきましては、719.04m²になります。

開設予定日につきましては、項番3になりますけれども、来年4月1日を予定しております。

項番4と5になります。開館日、開館時間、休館日になります。細かく書いておりますけれども、基本的に月曜日が休館となり、火曜日から土曜日が午前9時半から午後9時まで、日曜日が午前9時半から午後5時までという形になっているところがございます。ただ、第2日曜日については館全体の設備の保守点検日等になりますので、こちらのほうは休館日にさせていただきますところがございます。また、第3木曜日、年末年始等、休館日になっております。詳細につきましては、後ほど資料をご覧くださいと思います。

項番6、利用者でございます。利用登録できる者につきましては、資料のとおり、台東区内在住、在勤、在学の方、23区在住の方でございます。なお、こちらは貸し出しの対象でございますので、図書館に来館して、閲覧することについては、こういった制限はございません。

項番7、所蔵冊数でございます。開設時には、一般図書2万1,000冊、児童図書1万3,000冊を予定しているところがございます。

資料の裏面をご覧ください。項番8、運営方法になります。6月27日の当委員会で報告させていただきましたが、一部窓口業務については業者委託をする予定でございます。その他職員につきましては、資料記載のとおり予定しているところがございます。

項番9、スケジュールになります。くり返しになりますが、第3回台東区議会定例会で設置に関する条例の改正を予定しているところがございます。また、本体工事が1月下旬になりますので、その後、書架搬入や設置、図書資料の搬入やシステムの設置など、開設準備を行ってまいります。谷中分室が開設した後は、中央図書館、中央図書館の分室が2館、地域館が2館、まちかど図書館が3館の合計8館体制になります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○樋口委員長 ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。

○高森委員 こどもクラブの規模についてですが、台東区内にあるこどもクラブの中で谷中こどもクラブはどの程度の規模のクラブなのでしょう。

○児童保育課長 現在一番大きい下谷こどもクラブが70名規模でございますので、谷中こどもクラブの規模が一番大きい規模になります。

○高森委員 当然、利用者を見込んでのことだと思えますが、どの程度見込んでいますか。

○児童保育課長 本年4月1日時点で50人の入会者がおりまして、こちらは定員50名ですので、満杯という状況でございます。4月1日時点で待機が3名、今出ている状況でございます。

○高森委員 開設後は6年生までが対象になりますから、おそらく定員70名でも埋まるぐらいの入会希望があるのではないかと思いますので、適切なご対応をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○樋口委員長 子育て支援特別委員会における報告の中で、2ページ目ですが、石塚委員の質問で、「玉姫保育園は耐震的に問題はないのか」という問に対して、「都が改修を考えていると聞いている」という回答をされていますが、いつ何時震災が起こるかわからないので、積極的に子どもの災害回避の施策をとるか、もしくは都に積極的に働きかけて予算化して改修をしないと、都がやるから我々はこのわけにはいかないと思います。そのことはどう考えていますか。

○児童保育課長 議会へご報告した時点では、東京都が改修を検討しているということは事実でございます。これにつきましては児童保育課としても、その協議に参加をさせていただいております。

ただ、実際玉姫保育園につきましては、上が都営住宅になっておりまして、そちらの改修につきましては、まだ正式に住民の方にご案内をしていないという状況でございます。ただ、検討はしているということでございましたので、そういうことを現在区としてはお伺いしておりますという意味でご答弁をしたつもりではございます。

○庶務課長 補足でございます。教育保育施設の耐震化については、教育委員会にとりまして大変重要な課題というように、これまでも認識しているところでございます。玉姫保育園につきましては、先ほど児童保育課長が申し上げましたように、都営住宅と合築になっておりまして、これまでも東京都に対して耐震改修のプログラムを、具体的なスケジュールを早期に示してほしいという、そういう働きかけをしてまいりました。要望書も東京都に提出をしております。今般、東京都が具体的な対応について検討をはじめたというような状況も踏まえて、そういったお答えを児童保育課長からしたというところでございます。今後についても、東京都に積極的に働きかけをして、できるだけ早期に耐震化が図られるようにしていきたいと、教育委員会では考えているところでございます。

○樋口委員長 よろしく申し上げます。

○垣内委員 谷中の防災・コミュニティ施設の中に、図書館の分室とこどもクラブが入るという理解でよろしかったですね。

お尋ねしたいのは、こどもクラブは社会福祉事業団が指定管理者で、図書館は中央図書館の分室ですので、基本的にマネジメントは中央図書館が直轄で行うといったときに、全体のコミュニティ施設自体は、誰が管理をされるのか、管理者の状況について教えてください。

○児童保育課長 こちらの谷中防災・コミュニティ施設につきましては西部区民事務所谷中分室が移転してまいります。それと併設している谷中区民館もあわせて移転してまいります。それに私どもの所管している児童館、こどもクラブ、それから図書館ということで、これらの複合施設になってまいります。

メインの所管になりますのは、区民課になりまして、区民事務所の分室が所管となります。各館の連絡につきましては、各館の担当者の連絡会を設置して、情報共有等を図っていくというような体制を持っていきたいというようなところでございます。それから、地元との連絡会についても設けまして、地元との情報共有等もしっかりやっていくと、そのような体制を、今、検討しているところでございます。

○高森委員 図書館のことですが、蔵書の数からいうと、規模はどのぐらいになるのでしょうか。区内の図書館の中で大きいほうなのでしょうか。

○中央図書館長 ほかの地域館との比較で申し上げますと、平成25年3月31日現在の数字になりますが、根岸図書館が7万8,000冊、石浜図書館が約7万9,000冊、中央図書館浅草橋分室が3万8,000冊でございますので、開設当初は3万4,000冊と申しましたけれども、年度計画が出ていますので、最終的には約4万冊を超えることを想定しておりますので、中央図書館浅草橋分室と同程度の規模になります。

○高森委員 どの図書館でも課題になっていると思いますが、閲覧スペースについてはこの程度しか確保できないのでしょうか。

○中央図書館長 図面を見ていただければと思いますが、まず、左側の一般の席についてですが、円形のところが閲覧席になっています。また、下の窓側についている部分がキャレル席といたしまして、勉強ができるような席でございます。図面右側には児童関係、乳幼児のコーナーがあり、乳幼児のコーナーは、いす等はございませんが、小さいお子様が閲覧できるような形の配置になっているところでございます。

○高森委員 例えば、図書館は3階のフロアに限定されていると思いますが、本を児童館で見たいときは貸し出しの手続きをして持ち出すことはできるのでしょうか。

○中央図書館長 可能でございます。

○高森委員 貸し出しをしないで閲覧できるようなシステムにはできないのですか。

○中央図書館長 資料も財産でございますので、そういったことについては児童保育課と相談になりますけれども、やり方については、運営で事前に決まっていれば、図書館で一括して貸し出しの処理をして、児童館に置いていただくということも、同じ施設でござい

ますので、そういった対応も考えているところでございます。

○樋口委員長 項番6の利用登録できる方のところで、台東区在住、在勤、在学の方というのは構いませんが、その下に、東京23区在住となっているのはなぜですか。区内在住者と区別する理由があるのですか。

○中央図書館長 利用登録に関しては東京都全体での申し合わせというものはなく、各区ごとに判断しているものでございます。例えば、他の区になりますが、隣接区のみ利用登録を認めている区もございませし、逆に制限が一切ないという区もございませ。当初は、こういった制限を設けずに全ての方を対象にしておりましたが、各区でも公立図書館が徐々に整備されてまいりましたので、メインとしては、区の方を優先とさせていただいて、ただ、それだけではというのがありますので、23区までという形にさせていただきました。

○樋口委員長 ネットワークを持っているから23区というわけではないということですね。

○中央図書館長 はい。そういうわけではございません。

○樋口委員長 ほかに何かございませんか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、児童保育課のカ、中央図書館のクについては報告どおりご了承をお願いいたします。

(4) 指導課 キ

○樋口委員長 次に、指導課のキについて、指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 口頭にてご報告をさせていただきます。

本件の事故につきましては、既に昨年度の2月に本委員会でご報告をさせていただいておりますが、平成26年1月21日に発生をいたしました台東区立中学校の部活動における外部指導員による体罰事故に対しまして、東京都教育委員会にて当該の管理職に対する措置が決定されましたので、ご報告いたします。

措置の内容でございませが、校長に対しましては、部活動運営に関する校長としての管理が徹底できず、その職責に欠ける者であるとの理由から、台東区教育委員会において指導すること。副校長に対しましては、校長の名を受け、部活動運営に関する副校長としての管理が徹底せず、その職責に欠ける者であるとの理由から、台東区教育委員会において説諭を行うこととございませ。

本件の措置につきまして、ご了承いただいた後、事務局より当該の校長及び副校長に対しまして、指導及び説諭を行ってまいりますが、改めて服務事故の結果の重要性を踏まえ、再発防止に努めてまいります。

報告は以上でございませ。

○樋口委員長 ただいまの報告につきまして何かご質問ございませんでしょうか。

その外部指導員の方はおやめになったということですが、その後のクラブの運営はどうなっていますか。

○指導課長 事故発生後、新しい外部指導員の方をお願いしております、今現在も継続して指導をしていただいております。

部員でございますけれども、女子が12名、男子40名、全部で52名ということで、この件の後に、退部した生徒はいないと学校から報告を受けております。

また、この夏の霧ヶ峰の部活動合宿にも参加をしております、夏休みに30日程度の練習を続け、夏の区大会では3位になったと報告を受けております。

部の運営、指導につきましては、直接の影響はないものと認識しているところでございます。

○樋口委員長 再発防止のための施策をきちんと講じていると聞いておりますが、教員と外部指導員との関係については、どのような連携の取り方をするのか、また指導のあり方について、学校から方針を伝えるというような施策をどうとられているのか教えてください。

○指導課長 まず、新しく外部指導員になっていただきました方には、校長、副校長より、服務事故に関する防止の指導の徹底をしております。それから、複数の指導体制を徹底しております。事故発生するときも、外部指導員1人だったということもございますので、顧問と正規教員、計3名で指導体制を組み、その3名の中の必ず2名は生徒と一緒にやるという体制を徹底しているところでございます。

それから、夏休み等の活動の内容について、私ども指導課の職員が直接活動の様子を見に行き、現場で管理職も含めて複数体制の確認ですとか、外部指導員の言動、あるいは、服務事故を起こさないような環境になっているか等々の確認をしているところでございます。これはほかの学校も同じでございますが、2学期に入りまして、また改めて私どもの職員も派遣をして、現場の状況などを把握して、さらなる防止に努めてまいりたいと考えてございます。

○樋口委員長 外部指導員の委嘱については、学校ごとの専権事項になるのですか。教育委員会の委嘱ではないのですか。

○指導課長 学校長の面接により、最終的には教育委員会で委嘱をし、手当も私どもが支払っておりますので、教育委員会からお願いをしているという形になってございます。

○樋口委員長 身分上の問題、例えば身分証明書などは教育委員会が出しているのですか。

○指導課長 委嘱状は出しますが、ネームプレート等のようなものは、今のところは作成をしております。ただ、そのあたりも含めて少し検討をしてみたいと思っております。

○高森委員 各校には、外部指導員の方に指導をお願いしているクラブ活動等があると思いますが、そのあたりの数を把握していますか。

それから、各校が今回の当該校のように教員を2人配置して、常に目を光らせているということは難しいかもしれませんが、具体的に各校ではどのような形で取り組むことが可能なのかということを検討しているようであれば教えてください。

○指導課長 まず、数の把握でございますが、我々が手当を出しておりますので、絶えず入れかわったところも含めて、数の把握については徹底してやっているところでございます。

それから、学校の管理体制のことでございますが、今回の件を機に、改めて私どもから校長には、まずはよく見る、そしてよく見るという意識だけでは、なかなか徹底できませんので、システムとしまして、複数体制の徹底をするということと、生徒たちに、授業も当然そうでございますが、部活動も含めて体罰があったかどうかというアンケートを一人一人の生徒に毎年とっていき、そういった中で、見えない部分をいかに見ていくかということを考えてございます。これは外部指導員も含めてでございますけれども、そのような体制をつくっているという状況でございます。

○樋口委員長 ほかに何かございませんでしょうか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、指導課のキについては、報告どおり了承を願います。

3 9月の行事予定

○樋口委員長 次に、9月の行事予定について、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 資料9をご覧ください。

資料の上段のほうの表でございますけれども、5日の金曜日に教育委員会の定例会がございます。19日金曜日に区立中学校連合陸上競技大会が夢の島競技場で開催されます。それから、27日土曜日でございますが、国際理解重点教育海外派遣研修会を桜橋中学校のほうで開催されます。それから、30日火曜日でございますが、教育委員会の臨時会がございます。

下段の表をご覧ください。その他のご案内になりますが、少年少女発明クラブ、それから、ジュニアオーケストラ、それから、上野の森ジュニア合唱団の行事がそれぞれございますので、ご参考にしていただければと存じます。

ご報告は以上でございます。

○樋口委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

(なし)

○樋口委員長 行事予定については報告どおり了承を願います。

4 その他

○樋口委員長 その他は何かございますでしょうか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、以上をもって本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後3時23分 閉会

